国税庁作成資料

資料８

国税庁における登記情報の外字対応へのニーズ

令和7年4月25日

国税庁 長官官房 デジタル化・業務改革室

国税庁における登記情報の外字対応へのニーズ

国税庁作成資料

NATIONAL TAX AGENCY

＜商業登記における観点＞

- 国税庁においては、法務省から、国税庁長官が行う法人番号の指定、通知並びに国税の適正かつ公平な課税の実現のため、**登記事項に係る異動情報等の提供を受けている**。※1
- 法務省から提供を受けた登記事項のうち、**外字については国税庁の基幹システムへ直接取り込むことができない**ため、「__」と置き換えて登録している。
- なお、平成29年度税制改正において、企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、法人設立届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」の添付は不要としている。※2
- そのため、そのため、法務省から提供を受けた登記事項に外字が含まれていた場合は、必要に応じて適宜の方法により確認する事務が生じている。

＜不動産登記における観点＞

- 上記と同様に、不動産登記の異動情報等についても法務省から提供を受けてており、適正かつ公平な課税の実現のため、国税庁基幹システムにて情報の蓄積を行っているが、外字に対応していないことにより、不動産の所有者情報等の紐づけに支障をきたしている。

※1 商業・法人登記情報等の提供運用要領｜国税庁（nta.go.jp）
※2 法人設立届出書等について、手続が簡素化されました｜国税庁（nta.go.jp）